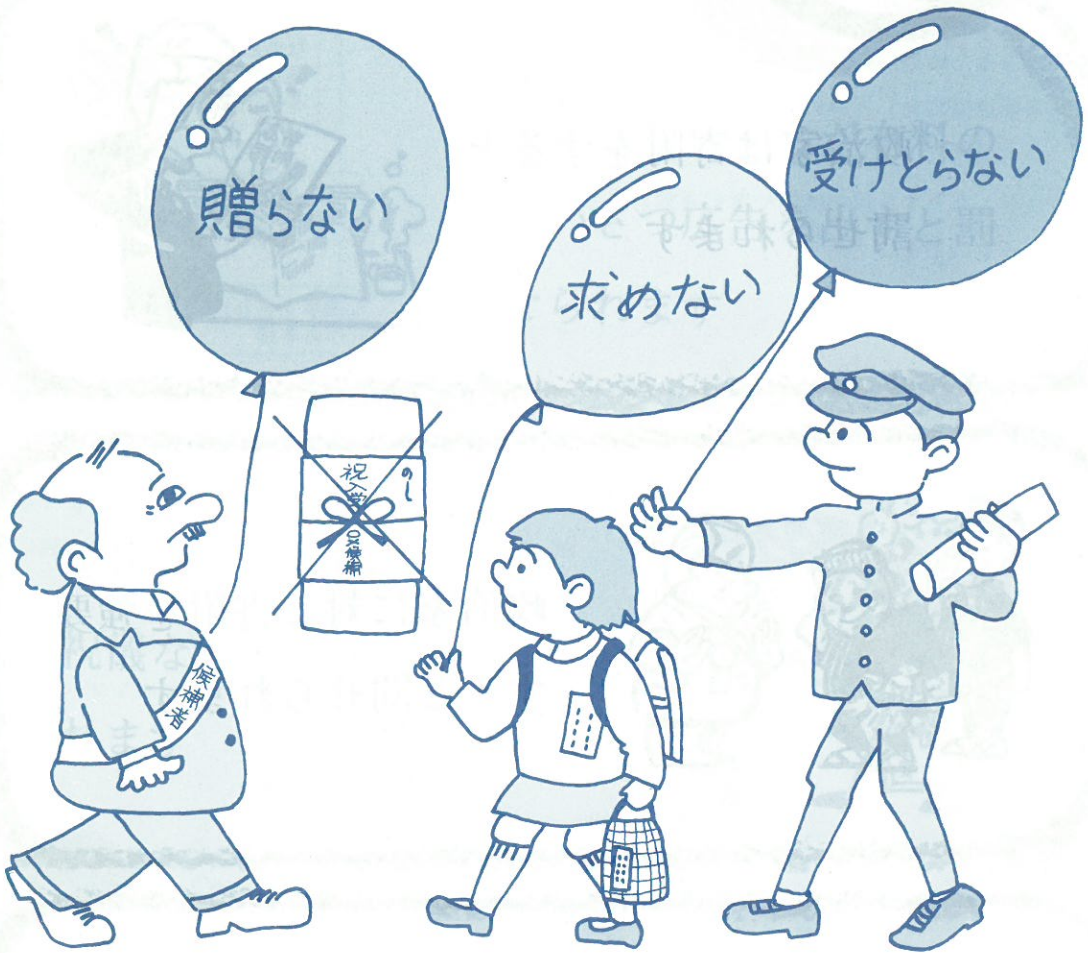


きんもくせい

〈山口市の花木〉



(政治家や候補者が選挙区内の人に金品を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。)

もしもし 山口のみなさま
守ってください 三ない運動
あなたも わたしも 誠実に
明るい選挙で国づくり

もしもし 市民のみなさま
老いも 若きも 真剣に
自分の信念 一票に
託して 明るい街づくり
(大内 美和サト子)

編集・発行

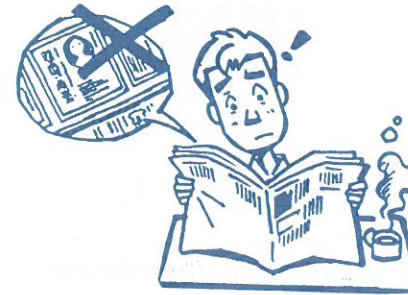
山口市明るい選挙を進める会
山口市婦人行動対策会議

政治家の寄附は禁止。 有権者の寄附要求も禁止。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



政治家は寄附をすると
罰せられます



政治家や後援会が有料の
あいさつ広告を出すと罰
せられます



政治家に対し寄附を強要
すると罰せられます

後援会が、花輪・香典・
祝儀などを出すと罰せら
れます



政治家は年賀状等のあい
さつ状を出すことが禁じ
られています



公職選挙法に違反すると
公民権停止の対象となる
場合があります

マメ知識

* 明るい選挙推進協議会（山口市は「明るい選挙を進める会」）

「明るい選挙」とは、買収・供応などの選挙犯罪や義理人情などによるゆがんだ選挙を排除し、私達の意思が政治に正しく反映させる選挙をいいます。これをすすめるための運動をしている人達の団体を「明るい選挙推進協議会」といいます。

この団体は、特定の政党・政策・候補者を支持したり反対したりする政治活動や選挙運動とはっきり区別されるものです。

山口市明るい選挙を進める会

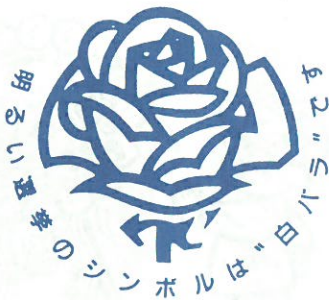
婦人団体
青年団体
社会教育団体
商工会議所関係
各界の個人及び団体

（協力関係）

山口市
選挙管理委員会

選挙をきれいにする国民運動
市区本部

* 明るい選挙のシンボル「白ばら」の由来



いつごろから使われたか、明らかではありませんが、明治時代に原敬、犬養毅などの国会議員が胸に白バラをつけて登院したといわれています。

戦後、各種選挙の際、候補者に「きれいな選挙、の実践を要望して、「白バラ」がシンボルマークとして使われるようになりました。

“編集後記”

ロッキード・リクルート・佐川事件と政治家をめぐる事件が跡を断たない。厭気がさす。「明るい選挙運動」がむなしくさえ感じられる。

だが、まてよ。そんな議員を選出したのも私達の一票からだと思ふと、むなしさとそっぽを向いている訳にはいかないだろう。一人でも多くの人達に一票の責任と、民主主義の意義を自覚して貰うために「明るい選挙運動」を提唱していこう。

「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と憲法の中に示した先人達の願望を、私達は一票の中にしっかりと受け継いでいかなければいけないのだから。

（R・T生）

